

地方消費税率の引上げ分に係る使途について

平成26年4月1日および令和元年10月1日より消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度太宰府市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）1,034,576千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 13,344,892千円

単位:千円

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	財源内訳			
	特定財源		一般財源	
	国・県支出金	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
13,344,892	6,919,316	3,500	6,422,076	1,034,576